

○経済産業省令四十九号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第十一条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調

査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定による」を削る。

第四条第一項第二号イに次のように加える。

(7) 一般環境中の放射性物質の状況

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

第六条に次の一号を加える。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法

第九条第四号中「事業者」を「第一種事業を実施しようとする者」に改める。

第十一条中「規定による」を削る。

第十三条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「事業者」を「第一種事業を実施しようとする者」に改める。

第十四条第二項中「事業者」を「第一種事業を実施しようとする者」に改め、同条第三項中「事業者が」を「第一種事業を実施しようとする者が」に、「事業者に」を「者に」に改め、同条第五項中「規定による関係市町村長の」を削り、「記載された意見」の下に「及び見解」を加え、同条第六項中「事業者が」を「第一種事業を実施しようとする者が」に、「事業者に」を「者に」に、「第一種事業を実施しようとする者」を「当該者」に改める。

第十六条中「規定による判定」を「判定」に改め、同条第二十二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十七条第三項中「第六条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第五項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第十九条中「規定による」を削り、「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第二十一条第三項中「同条第三項第一号」を「同条第三項」に、「同号イ(2)」を「同項第一号イ(2)」に改め、「第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と」の下に、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と」を加え、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、」を削る。

第二十二条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第二十三条第一項中「各参考項目」を「参考項目」に、「この項」を「この条」に改める。

第二十五条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条第三項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(放射性物質に係る環境影響評価)

第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性

に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

2 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、放射性物質に係る選定項目ごとに放射性物質に係る選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、放射線の量の変化を把握する方法について、次項及び第四項に定めるところにより選定して行うものとする。

3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

4 第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四

項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第六から別表第十まで」とあるのは「別表第十一」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とある

のは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十七条中「法第十二条第一項の規定による特定対象事業に係る」を「特定対象事業に係る法第十二条第二項の」に改める。

第三十二条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項第一号中「第二十六条」を「第二十六条の二」に、「第二十一条第七項」を「第二十一条第三項及び第二十六条の二第四項で準用する第五条第五項」に、「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む）」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項第三号」の下に「（第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七項中「よって準用された」を「において準用する」に改める。

第三十四条中「規定による」を削る。

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一（第二十六条の二関係）

放射性物質に係る参考項目
--------------

環境要素の区分		影響要因の区分	
一般環	放射線	工事の	工事中
境中の	の量（	実施	資材等
放射性	粉じん	の搬出	入
物質に	等の発	建設機	械の稼
ついて	生に伴	働★	
調査、	うもの		
予測及	）		
び評価			
される			
べき環			
境要素			
参考手法			
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効</p>			



---

---

---

---

---

果的な地点

五 調査期間等

粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

六 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

七 予測地域

第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、

放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

八 予測地点

粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

---

<p>放射線の量（水の濁りの発生の伴うもの）</p>	
<p>建設機械の稼働※★ 造成等の施工 による 一時的</p>	
<p>一 調査すべき情報 次の各号に掲げる情報。ただし、ロからニまでに掲げる情報は水力発電所に係る環境影響評価において、ホに掲げる情報は水力発電所以外の発電所に係る環境影響評価において、それぞれ調査するものとする。 イ 放射線の量の状況 ロ 水の濁りに係る項目の状況</p>	<p>九 予測対象時期等 イ 工事用資材等の搬出入に係るものにあつては、当該搬出入に用いる自動車の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期 ロ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期</p>

---

---

---

---

な影響

ハ 流量の状況

ニ 気象の状況

ホ 浮遊物質量の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に係る情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。

三 調査地域

浮遊物質量の拡散の特性（水力発電所に係る環境影響評価を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性とする。以下同じ。）を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

---

---

---

---

---

#### 四 調査地点

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

#### 五 調査期間等

浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

#### 六 予測の基本的な手法

事例の引用又は解析

#### 七 予測地域

第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

---

放射線の量（産業廃棄物の発生に	
造成等の施工による一時的な影響	
<p>排出量の把握</p> <p>イ 放射性物質を含む産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>ロ 放射性物質を含む残土に係るものにあつては、当該残土の</p>	<p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>イ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>ロ 造成等の施工による一時的な影響に係るものにあつては、当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第五までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>三 ※が付されている項目については、水力発電所に係る環境影響評価において、★が付されている</p>	の ※	伴 う も	発 生 に	残 土 の	の 量 （	放 射 線	の ）	伴 う も	
<p>二 予測地域</p> <p style="padding-left: 100px;">対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p style="padding-left: 100px;">工事期間</p>									

項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目としない。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。